

入札参加資格審査申請書受付要領（測量・コンサルタント等）

平成 31・32 年度に内子町が発注する建設工事などの入札参加資格を得るための「入札参加資格審査申請書」（指名願い）の受付が始まります。

内子町が発注する工事請負などについて競争入札に参加を希望する方は、それぞれの記入要領に従って、入札参加資格審査申請書を作成し提出してください。提出された書類及び添付書類について、記載内容が事実と異なるものであると判明したときは、厳正な措置を取りますのでご注意ください。

○受付期間（定期受付）

平成 31 年 1 月 15 日（火）から

平成 31 年 2 月 15 日（金）まで

【 必 着 】

（ただし土・日・祝祭日を除く）

持参する場合の受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

※定期受付期間終了後は、随時受付を行います。随時受付を行ったものについて入札参加資格の付与、登録は、平成 31 年 5 月以降に行います。

○提出方法（青色または水色 A 4 判ファイル・紙製・2 穴）

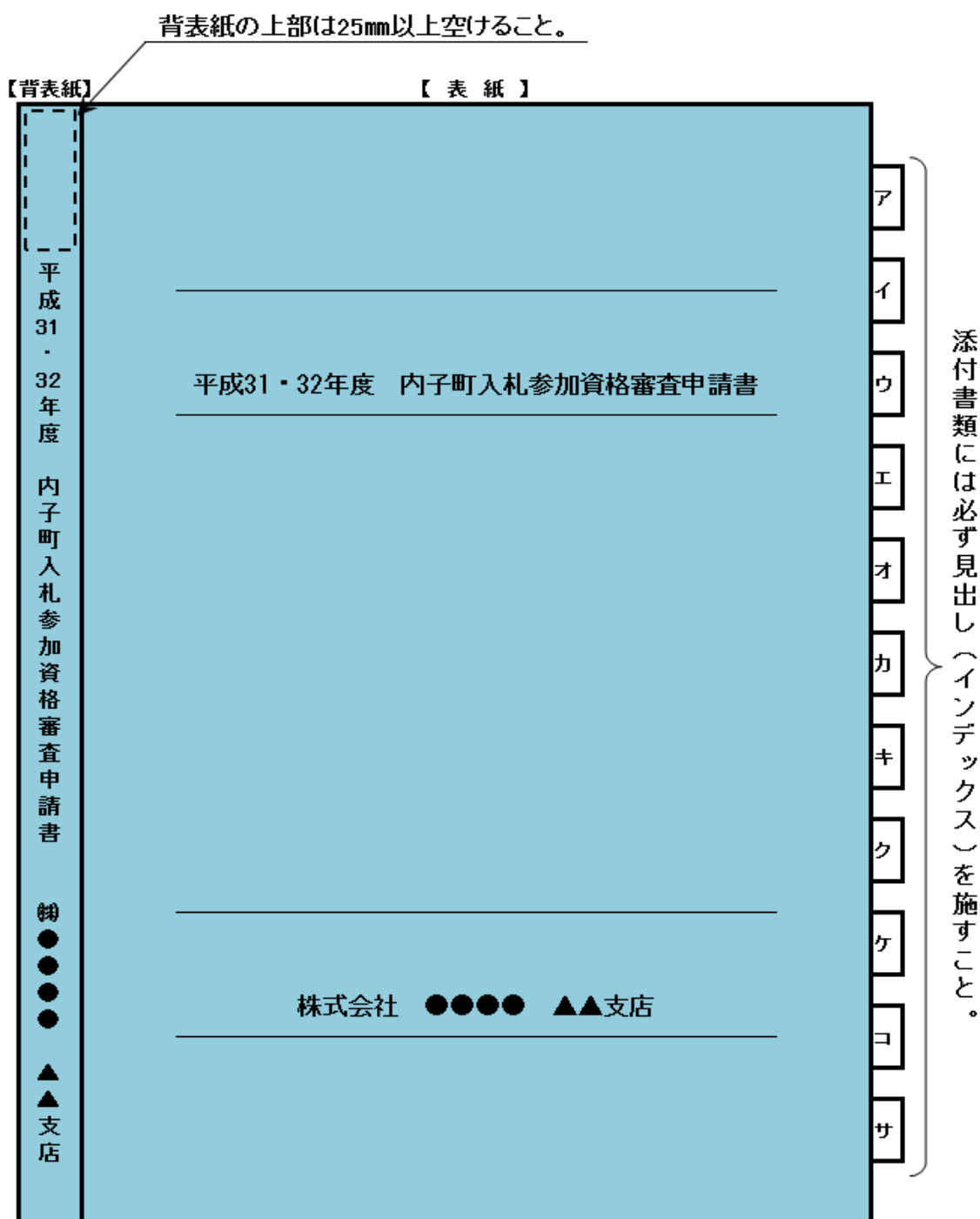
- ・町内業者⇒建設デザイン課に持参すること（全業種）
- ・町外業者⇒持参又は郵送
- ・「測量、コンサルタント」は青（水）色のファイル綴じとする。
※指定の色と異なったファイルでの申請された場合は受け付けません。指定の色
色のファイルで再度申請していただきます。
- ・提出書類確認票で必要書類を確認のうえ、提出書類に不備のないよう留意すること。また、チェックした提出書類確認票を提出書類の最初に添付すること。

※綴じる順番

チェック完了後の提出書類確認票の記号及び番号順

※表紙・背表紙には「平成 31・32 年度 内子町入札参加資格審査申請書」及び名称を必ず明記すること。（次ページ参照）

【ファイル作成見本】



- ・ 添付書類には必ず見だし（インデックス）を施すこと。

※見出しは提出書類確認票の記号又は番号を記載してください。

- ・ 受付の確認が必要な場合（はがき・封書等）は、必ずファイル側面に書類を添付しておくこと。（ファイル内に綴じ込んでおくと、受付の確認に時間がかかることがあります。）
- ・ 送達、未送達の間合せには、お答えいたしかねますのでご了承ください。

○有効期限

格付けを決定した日の翌日から改定される日の前日まで

○提出先（郵送先）

〒795-0392 愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地
内子町役場 総務課 文書・情報係（本庁3階）

※申請書の提出先です。問合せは下記の問合せ先に行うこと。

○申請に関する問合せ先

〒795-0392 愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地
内子町役場 建設デザイン課 管理係（本庁1階）
TEL 0893-44-6157（内線109）

○提出書類

ア 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

※愛媛県の統一様式を準用

イ 測量等実績調書（営業所ごと）

ウ 技術者経歴書（営業所ごと）

※希望業種に測量一般・建築一般を希望されている場合でも、委任先営業所等に資格を持った技術者がいない場合、また、営業所ごとの技術者が確認できない場合には登録できないので、ご注意ください。

エ 建設コンサルタント等の証明書（写）

登録証明書⇒測量業者、建築士事務所、不動産鑑定業者、土地家屋調査士、
司法書士、計量証明事業者

現況報告書⇒建設コンサルタント、地質調査業者、補償コンサルタント

オ 納税証明書（未納がない証明）

法人事業者	個人事業者
○国税 法人税、消費税及び地方消費税	○国税 所得税、消費税及び地方消費税
○県税（委任先営業所含む） 法人事業税、法人都道府県民税	○県税 個人事業税
○市町村税（委任先営業所含む） 法人市町村民税	○市町村税 個人市町村民税

※県税・市町村税については、入札・契約等権限を持つ営業所のものを添付

カ 使用印鑑届（原本）

・入札参加申請書に実印及び使用印を押印すること。委任状がある場合は、
受任者印を使用印とすること。

キ 印鑑証明書（写）

- ク 登記簿謄本（法人のみ（写））個人の場合は代表者の身分証明書
- ケ 営業所一覧表（営業所の所在地、連絡先がわかるもの。自社様式）
- コ 年間委任状
入札・契約にかかる権限を支店・営業所等に委任する場合提出すること
- サ 財務諸表等
貸借対照表、損益計算書、利益処分
- シ 個人住民税特別徴収にかかる誓約・確認書

○資格審査結果の通知

資格審査申請書の内容を審査した後、資格を有すると認めた者について有資格業者名簿に登録し、内子町ホームページに掲載し公表します。この名簿の公表をもって結果通知に代えるものとします。

○その他注意事項

- (1) 添付する各種証明書は発行後3ヶ月以内のものを添付してください。
- (2) 代理の方（行政書士等）が複数の申請用紙を提出するときはあらかじめ当該業者のリストを作成のうえ提出してください。また代理の方の連絡先も提示してください。
- (3) 納税証明書については、未納があれば交付できませんので、未納分について納付のうえ、証明書の交付を受けてください。
- (4) 提出書類作成の際は、提出要領をよく読んで、必要事項に漏れのないようにしてください。
- (5) 入札参加資格審査申請書を提出後、申請事項に変更があった場合は、変更届（添付書類が必要な場合あり）を随時提出してください。

※総合評定値通知書は毎年、建設業許可証明書は変更及び更新の都度提出すること。

○入札参加資格

次の要件に該当する方は入札に参加できません。

- (1) 競争入札において当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に該当すると認められるものでその事実があった後2年を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者
- (3) 建設業法第3条の規定による許可を受けていない者及び同法第27条の23第1項の規定による経営に関する事項の審査を受けていない者
- (4) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者
- (5) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (6) 国税及び市町村税（代表者個人に課税されたものを含む）を完納していない

者

- (7) 入札参加資格審査申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者

○参考

地方自治法施行令第167条の4第2項各号

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
- (6) 前各号の一に該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者